

令和6年度

寮生活のしおり



独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校 清雲寮

〒761-8058
高松市勅使町355 清雲寮

事務室・宿日直室 電話 087-869-3835

学務課

宿日直緊急用携帯電話

警備員室（閉寮中時間外）

目次

香川高専学生寮について	1
寮生心得	2
1 順守事項	3
2 寮の主な行事予定	4
3 1日の日課	5
(1) 起床	6
(2) 点呼	6
(3) 食事	6
(4) 登校	6
(5) 登校後の寮内立ち入り禁止	6
(6) 入浴	6
(7) 自習時間など夜の過ごし方	6
(8) 学習会(1, 2年生対象)	7
(9) 外泊	7
(10) 門限と点呼	7
(11) 清掃	7
(12) 消灯	7
4 重要事項	8
(1) 持ち込み物品(電気器具の使用を含む)	8
(2) 外泊届	9
(3) 欠食届	9
(4) 欠食・外泊の確認	10
(5) 早朝外出届	10
(6) 特別在寮	10
(7) 共用スペース・設備の使用	10
(8) インターネット	11
(9) 飲酒・喫煙	11
(10) 防災	11
(11) 防犯	11
(12) 寮の電話番号	12
(13) 傷病	12
(14) 寮内の設備や備品についての注意	12
(15) 生活区域(男子寮・女子寮)	13
(16) 寮生役員会	13
(17) 進路変更等による年度内退寮	13
(18) 寮生役員会役員構成の詳細と役割	14
(19) 規則違反時の指導	16
5 高松キャンパス	
(1) 大掃除の実施	18
(2) 日常清掃とゴミの分別	18
(3) 郵便物・荷物受け取り等	19
(4) 自転車と自動二輪車の使用	19
(5) 帰省に際しての注意	22
(6) 諸手続一覧	23
(7) 災害時の対応について	24
(8) 各種連絡先	26
(9) 令和6年度寮務関連教職員	27
付 録	
学生寮管理運営規則	28
学生寮管理運営細則	29
清雲寮保護者会会則	35
寮経費について	37
令和6年度清雲寮行事予定表	42
令和6年度授業時間表	44
欠食・外泊管理システムの使用方法	45

香川高専学生寮について

香川高専学生寮は、高松キャンパスに清雲寮（男子定員140名，女子定員40名，国際寮定員70名）があり，詫間キャンパスに七宝寮（男子寮：定員210名）と紫雲寮（女子寮：定員40名）があります。寮生は，共同生活をしながら，立地の利便性を活かし，勉学，学校活動にいそしんでいます。外国からの留学生も，寮生として生活を共にします。また，国際寮では，国際交流行事で海外から派遣された短期留学生も受け入れ，日本人寮生との交流を積極的にはかります。

香川高専学生寮は，各寮がそれぞれのキャンパスの伝統を担いつつも，ひとつの集合体として，新しい歴史のページを刻み始めたところです。寮生に与えられた責務とは，この誇りと責任を胸に刻みながら，充実した寮生活という目に見える実践を通して，新たな伝統を創造していくことです。

この「寮生活のしおり」には，寮で生活する上での最低限の規則が示されています。普段の生活で，迷った時や困った時には，まずはこのしおりを参考にしてください。それでも不明のことは，遠慮せずに，寮生役員や先輩寮生，寮事務員，教職員に相談してください。

また，寮生活にあたっては，次の事を肝に銘じてください。

- 学生寮は単なる宿泊施設ではありません。寮での共同生活を通して，人間的に一層成長することを願って設置された教育施設です。
- 寮では，家庭のように行き届いたお世話はできません。自主的に規律ある共同生活を送ってください。基本的に『自分（達）のことは自分（達）でする』こととなります。
- 寮内の全ての規則をきちんと守ってください。

寮 生 心 得

寮生活の目的と責務

- 共同生活を通じて、規律正しい集団生活を営み、自主性と社会性を育てること。
- 規律ある共同生活を送り、『自分（達）のことは自分（達）でする』こと。
- 学生寮の全ての規則を守り、教職員の指導に従うこと。

礼儀

- お互いの親睦を図るため、あいさつを行うこと。
- 寮内で騒音を出したり、大声をあげたり、歌ったりして騒いだりしないこと。
- 服装は端正、清潔なものを着用すること。

義務・注意事項

- 掲示や連絡事項などを確実に確認し、期限内に対応すること。
- 食事、入浴、自習、点呼などの時間（5ページ）を厳守すること。
- 消灯時刻以後は静粛にし、他人の睡眠を妨害しないこと。
- みだりに他人の部屋に入室しないこと。
- 土足禁止。常に寮内施設や自室の清潔、整理、整頓、清掃に努めること。
- 共用施設は使用時間を守り、電源、火元等の安全やエアコン、照明のオフを毎回確認すること。
- 病気の場合は直ちに宿日直教職員又は寮事務室に申し出ること。
- 貴重品、部屋鍵の施錠・保管に十分注意すること（自己責任）。
- 盗難にあったときは直ちに宿直教員もしくは寮事務室に届け出ること。
- 廊下、風呂、洗面洗濯室や補食談話室等共有スペースに私物を放置しないこと。

禁止事項

- 寮内の設備や備品を汚損、破壊、勝手に保管場所を移動してはならない。
- 寮内はマージャン等の賭博行為をしてはならない。
- 寮内で大声の会話や騒音、振動の発生、楽器の演奏などをしてはならない。
- 持ち込み禁止物品を寮内に持ち込んではいない。
- 寮内の立入禁止の場所に入らない。
- 寮生以外の部外者を寮内へ立入らせてはならない。
- 寮内で飲酒、喫煙をしてはならない（酒類、タバコ類、マッチ、ライターの持込厳禁）。
- 点呼後の無断外出、無断外泊（無届帰省）をしてはならない。
- 昼休みおよび授業の空き時間は寮内の立入を禁止する。

1 順守事項

寮生証

寮生証は、在寮状況の変更や学生寮食堂における食券として必要です。紛失・破損等の無いように大切に扱うこと。万が一、紛失・破損等の場合は早急に寮事務室に連絡すること。

在寮表示

南寮玄関前の在寮表示は、在寮中は白色、外出中は赤色、外泊は灰色です。外出時や帰寮時には、必ず変更すること。学校がある日は、色によって登校しているかを確認しています。また、災害時には点呼簿として利用する重要な情報であるので、変更忘れ等のないようにすること。在寮表示が正しく行われていない場合は指導処置を行います。

食堂利用

寮生証は食券としても利用します。食事の前には必ず食堂パソコンのカードリーダーに寮生証をかざしてから、食事を取るようにすること。欠食届を出しているのに誤って寮生証をかざした場合、食事をせずに当直室に申し出てください。寮生証をかざさないで食事をすると、無届喫食（無銭飲食同等）として扱います。寮生証を自宅等に忘れた場合に食事を行う場合は、事前に食堂の方に申し出ること。

個人情報

- 寮の様子や行事、教職員や友人関係のやりとりを、悪意を持ってインターネット上に書き込まないこと。また、自分にはそのつもりがなくても、他人には悪意が感じられる場合があります。内容には十分注意すること。
- 寮の様子や行事を撮影した画像や動画はインターネット上では公開しないこと。（*公開する範囲に制限をかけている場合も同様に公開しないこと。）
- 写る人全員の許可なく、撮影しないこと。
- 自分の写真以外は、インターネットへの投稿をしないこと。

寮生活での嫌な思い・痛い思い・いじめ・暴力行為

寮生活での嫌な思い・痛い思い・いじめや暴力行為の被害にあった、見かけた時は、どのような場合でも、寮務関係教員に相談すること。清雲寮生活相談窓口（Forms）での連絡でも可です。相談者の秘密は原則守るようにします。他人をからかうような言動やSNS等への書き込みがあった場合も、厳しく指導処置します。

発熱・インフルエンザ等の対応

「37.5度以上の発熱」が確認された場合、原則として保護者の迎えのもとに帰宅すること。また、必ず宿直室か事務室まで連絡を入れること。また、寮生の一定数以上がインフルエンザ等に罹患した場合や新型コロナウイルスの陽性者が寮内で多く発生した場合感染拡大防止のため、臨時閉寮となります。

2 令和6年度 寮の主な行事予定

日にち	行事名
4月 5日(金)	開寮・入寮式・1年生規則説明会
4月 8日(月)	2年生規則説明会
4月 9日(火)	3年生規則説明会
4月10日(水)	4年生規則説明会
4月11日(木)	5年生規則説明会 寮生ミーティング(全員必参加)
4月20日(土)	寮祭・緩降機訓練(全員必参加)
4月29日(月)	寮保護者会定期総会
5月 9日(木)	花壇植え替え
5月16日(木)	防災訓練(全員必参加)
6月20日(木)	給食懇談会
7月11日(木)	特別開寮説明会
7月29日(月)	後期からの新規自動二輪車持ち込み申請締切
8月10日(土)	閉寮 * 時間割によって早まる事があります
9月12日(木)	特別開寮
9月19日(木)	開寮
10月 5日(土)	寮生交流行事
10月17日(木)	防災訓練・寮生ミーティング(全員必参加)
11月 7日(木)	寮長選挙
12月24日(火)	閉寮
1月 5日(日)	開寮
1月18日(土)	寮生スポーツ等交流会
2月28日(金)	来年度4月からの新規自動二輪車持ち込み申請締切
3月 1日(土)	閉寮

状況によって変更する場合があります

3 1日の日課（授業実施日の例）

ここでは寮生活における1日の流れに沿って守るべき規則などを説明する。

起 床	☆	7:25		
朝 食	☆	7:30	～	8:30
点 呼	☆	8:00	～	8:10
登 校	☆	8:30		
昼 食		11:50	～	☆12:50
入 浴		17:30	～	21:45
夕 食		18:00	～	20:00
自習時間	☆	20:00	～	22:00
(21:00～22:00 自室以外の出入り禁止)				
門限・点呼	☆	21:45	～	(女子)
	☆	21:50		(男子)
消 灯		23:00		(1～3年生)
		24:00		(4年生以上)

☆ チャイム

(1) 起床

起床時刻は全員が 7 時 25 分であるが、特に 1, 2 年生は点呼や食事までの間に身だしなみを整えて登校の準備を完了しておくこと。

(2) 点呼

1, 2 年生は、登校日（補講日、試験返却日、追試日等は除く）は8 時 00 分から南寮玄関前で点呼を行う。その際、3 年生の室長がフロアごとに整列させ 1, 2 年生の出席を確認する。欠席者がいた場合室長は他寮生の点呼完了後ただちに、欠席者の部屋の様子を見に行くこと。部屋に不在な場合や部屋のカギがかかっている場合は直ちに宿直教員・警備員に連絡すること。遅刻や欠席が重なるものは指導処置の対象となるので注意すること。

(3) 食事

食事は決められた時間内に済ませること。終了時刻の 10 分前までには食事を開始すること。食事の際は寮生証が食券代わりとなるので持参し、寮生証をシステムにかざすこと。食堂ではお互いに元気良く挨拶をすること。特に食事を作っている方には、「いただきます」、「ごちそうさま」、「美味しかったです」等の言葉を忘れないこと。欠食届については 9 ページに定める。

(4) 登校

8 時 30 分までには寮を出発すること。寮を出る際は、寮生証で赤色（外出中）に変更する。変更忘れの重なるものは指導処置の対象になるので気をつけること。登校時は制服（1 年生から 3 年生）を着用し、ネクタイの緩みやシャツ出しなどは厳禁である。4, 5 年生も低学年の模範となる服装で登校すること。自室に不在の時は、必ずエアコンや部屋の電気を消し、部屋を施錠すること。

(5) 登校後の寮内の立ち入り禁止

昼休みおよび授業の空き時間は寮内の立入を禁止する。

(6) 入浴

入浴時間は 17 時 30 分から 21 時 45 分である。タオル類や石鹸、シャンプーは各自で用意すること。最初にシャワーを使用し全身を洗ってから湯船につかること。風呂場内での洗濯は厳禁である。風呂場（脱衣所および浴室）への現金や高額物品、スマートフォン・タブレット・ノート PC 等や可搬・携帯音楽プレーヤーの持ち込みは禁止とする（盗難・盗撮防止、入浴時の騒音防止のため）

部活動の後など、汚れがひどい場合には、風呂入口左側の足洗い場で十分に泥を落としてから脱衣所に入ること。時間外の入浴はボイラー等の故障につながるため厳禁（指導処置の対象）である。

(7) 自習時間など夜の過ごし方

20 時 00 分から 22 時 00 分の間は自習時間である。21 時 00 分から 22 時

00分と消灯時間後は自室以外出入り禁止である（寮主催の行事を除く）。各自自室で勉強等に励み、補食談話室や他の寮生の部屋には行かず、他人が勉強等しているのを決して邪魔しないこと。

自習時間以外であっても、学習室・補食談話室での活動や課外活動等の練習等には配慮を行い、特に大声での会話や歌をうたう、テレビやパソコンなどの音量には注意し、他人に迷惑をかけないこと。

（8）学習会（1，2年生対象）

1，2年生は、学習室で学習会を実施する。私語は慎み、集中して学習すること。

試験期間中（試験の時間割発表から試験前々日まで月～木）

時間：20：10～21：40

月～木の20：30～21：40はコアタイム（出席をとる）

（9）外泊

外泊とは、門限時刻から翌朝7：00までの間に、保護者等が了解の上、在寮しない場合のことをいう。

（10）門限と点呼

門限と点呼開始時間は女子が21時45分、男子が21時50分である。点呼開始時間までには各自自室に戻り待機すること。点呼では宿直教員と点呼担当寮生（女子は指導員も帯同）で対面にて点呼する。点呼時には室内の様子が確認できるように扉を開いて自室前の廊下で待機すること。自室前にいない場合、点呼時不在（外泊届を提出せずに自室にいない）または夜点呼の不備（自室にいるが寝ていたなど）とみなし、指導処置の対象となるので注意すること。点呼後は消灯時間まで自習時間と同様の扱いであり、他の部屋への出入りは控え、テレビなどはヘッドホンなどを使用すること。

（11）清掃

点呼後、風呂掃除やごみ捨て、大掃除などが実施されるので各自予定表を確認しておくこと。寮生間で協力し、丁寧に実施すること。

（12）消灯

消灯時刻は1年生から3年生は23時00分、4年生以上は24時00分である。消灯時刻以降は各部屋の主照明は消し、勉強などで必要な場合、机上のライトなどを使用すること。消灯以降はテレビやパソコンなど音の発する状態での機器の使用は禁止である。

4 重要事項

(1) 持ち込み物品（電気器具の使用を含む）

各部屋には、机、イス、本棚、ベッド、ロッカー、室内用靴箱（南寮・北寮・西寮）、エアコン等の設備を備えています。また、共用室には電磁調理器、オーブントースター、電子レンジ、電気ケトル、冷蔵庫（南寮・西寮・国際寮）、洗濯機、衣類乾燥機、掃除機、テレビ（南寮・北寮・西寮）、アイロンを備えています。宿直室には外用薬等（消毒液、冷湿布、カットバン、軟膏、体温計、氷のう等）を備えています。内服薬、常備薬は各自で用意すること（アレルギーや体調不良が発生する可能性があるため）。

寮内には健全かつ規律ある共同生活を送るために必要である物品以外、すなわち共同生活に不適な物品の持ち込みは禁止しています。例えば、酒類、タバコ類、火の元（マッチ、ライター等）、刃物（ハサミ、包丁などの日常生活で使用するものを除く）、薬品、火薬類、エアガン、ペット等の人や施設に危害や迷惑を与える恐れのあるものなどはその代表である。

日常生活に必要な物品の例

種 類	品 名
印 鑑	認印 健康保険被保険者証（本人用）
日 用 品	洗面用具（コップ 歯ブラシ タオル等） 入浴用品（洗面器 石鹸 シャンプー等） 洗濯用品（洗剤 洗濯かご ハンガー等） 上履き 運動靴 雨具 時計
学 用 品	電気スタンド 書籍 参考書 文房具 等
衣 類	制服 下着 靴下 着替え 等
寝 具	布団 毛布 枕 カバー 等
電気製品	※音楽プレーヤー ※テレビ（ヘッドホン利用に限る） ※電気カミソリ ※電気ポット ※ヘアドライヤー ※扇風機 ※電気蚊取器 ※冷蔵庫（長期休暇中は持ち帰る） 携帯電話（スマートフォン） ※パソコン・タブレット端末
そ の 他	南京錠（自室の貴重品保管庫用） 常備薬（胃腸薬・風邪薬・頭痛薬等） マスク 体温計 ※自転車

※印は特に必要ではないが、持ち込みが許可されている物品である。

電気製品については一人当たりの使用電力量が設備により制限されているため、使用電気機器の合計電力量（900W）を考慮して部屋に設置すること。但し、電

気こたつやセラミックヒーターなどのヒーター類や、ガソリン、シンナーなどの引火性のあるもの、お香や花火マッチ、ライター等などの火気のあるものは火災予防の観点から持ち込みを禁止している。無人航空機（ドローン）については寮内の安全（落下による危害の回避、寮生のプライバシー確保など）のため、寮敷地内（p.13に示す地図全領域）では飛行を禁止する。判断が難しい物品については、事前に寮務関係教職員に確認のうえ了承を得てから持ち込みを行うこと。

荷物は年2回の閉寮時（8月および3月）に全て持ち帰らなければなりません。持ち帰る事を念頭に、荷物の大きさや量を考慮すること。

衣類やタオル類の紛失・取り違えを防止するため、名前を記入すること。

（2）外泊届

- ①外泊とは、門限時刻から翌朝7：00までの間に、保護者等が了解の上、在寮しない場合のことをいう。
- ②登校日（学生祭などの学校行事日や所属するクラスの授業がある日）の前日の外泊は、原則として認めない。
- ③外泊許可日に外泊するときは、必ず、当日の17：00までに、欠食・外泊管理システム（使用方法は45ページ参照）から登録すること。やむを得ず17：00以降に外泊を登録するときは、必ず備考欄に理由を記入すること。
また、当日の20：00以降は外泊申請（登録）ができない。20：00以降にやむを得ず外泊することとなった場合、宿直室に保護者等が電話をかけ、理由も含めて事情を説明すること。
- ④登校日前日に特別の事情（例 就職試験、通院、家庭の都合）により外泊する場合は、原則1週間前までに「特別外泊・欠食願」を寮事務室に提出し、寮務主事の許可を得ること。
- ⑤外泊届の出し忘れ、または外泊届を出しての在寮（朝7時前の早期帰寮も含む）は指導処置の対象となるので注意すること。

（3）欠食届

- ①欠食（給食材料費が控除される。）できる日は、原則として休業日（授業などの無い日）と休業日前日の夕食である。例えば、土日が休業日の場合、金曜日（夕食）・土曜日・日曜日である。欠食は1食単位で許可する。
- ②平日の欠食は原則として認めない。
なお、学校が認める理由で、休日を除いて3日前までに「特別外泊・欠食願」を提出した場合は欠食を認める。ただし、連休及び特別開寮期間は指定する日までとする。
- ③欠食は、欠食・外泊管理システム（使用方法は45ページ参照）から登録すること。締め切りは、欠食可能日の2日前の10：00である。週末の欠食は一斉

に締め切るため、金曜日の夕食から日曜日の夕食までの締め切りは、全て水曜日の10:00である。ただし、欠食可能日の前2日間に、土日祝日がある場合*、土日祝を除く2日前の10:00が締め切りとなる。

*金曜日の夕食を欠食したい場合

欠食可能日の前2日間に、土日祝日がある場合の参考例
(水曜日が祝日の場合、火曜日10:00が欠食締め切り)

月	火	水(祝日)	木	金	土	日
	2日前		1日前	欠食可能日		

(4) 欠食・外泊の確認

- ①欠食・外泊管理システムより、欠食や外泊の登録状況が確認できる。欠食・外泊管理システムのID(学籍番号)とパスワードを保護者等と共有し、保護者等も欠食や外泊の状況が確認できるようにしておくこと。
- ②過去の欠食状況から月々の食費の請求額が確認できる。
- ③食事の履歴も確認可能である。

(5) 早朝外出届

外泊をせずに部活の試合等により朝7:00より早く寮を出る必要があるときは、前日の16時までに「早朝外出届」を寮事務室に提出すること。

(6) 特別在寮

特別な事情(部活動や卒業研究等)があり、かつ申請し許可された者は学校の指定する特別開

寮期間中に在寮することができる。特別開寮説明会に出席することが許可条件のひとつであるので必ず参加すること。

(7) 共用スペース・設備の使用

①補食談話室

電磁調理器や電子レンジなどを使用した際は、電源オフの確認と後片付けをし、私物やゴミは必ず持ち帰ること。またエアコンと照明もオフにすること。使い方が悪い場合には閉鎖する場合がある。詳細は各補食室の掲示を確認すること。

②学習室

学習室は各自の自習のために使用するスペースである。使用後は、ホワイトボードを消し、エアコンと照明の消し忘れが無いように注意すること。また、ゴミは必ず持ち帰ること。学習室は飲食禁止である。

③廊下

廊下は非常時の避難経路も兼ねた共用スペースである。自室の前であっても、上履き一足以外、私物は絶対に置かないこと。盗難・紛失防止のため、自室前に置

く上履きは安価なものにしておくこと。

④洗濯機・乾燥機

洗濯機、乾燥機の使用は7：00～23：00（洗濯・乾燥終了時間）の間とする。乾燥機は繊維のくすがたまりやすいので、使用後は必ずフィルターの繊維くずを取り除くこと。

⑤掃除機・アイロン

掃除機は各階の補食談話室、洗濯室か掃除道具入れ、アイロンは南寮玄関前と北寮玄関横（西寮は2階の補食談話室、国際寮は1階ランドリー）に保管している。使用後は速やかに元に戻すこと。

（8）インターネット

寮内のWi-Fiを利用する際は、パソコン担当委員に相談すること。なお、各自でモバイルWi-Fiなどを契約する際には、必ず有害サイトアクセス制限サービスなどを付加し、危険なサイトにアクセスできないようにすること。また、他の寮生がアクセスできないように、モバイルWi-Fiのネットワークキーは絶対に他人には教えないこと。インターネットを利用する際には、トラブルに巻き込まれないようにネチケットを守ること。

（9）飲酒・喫煙

寮内では、年齢を問わず飲酒・喫煙（電子タバコを含む）を禁止する。寮室で喫煙が確認された場合、エアコン等のクリーニング代等を請求する。年齢にかかわらず、酒類（料理使用目的も含む）やタバコ類を所持所有した場合は指導処置を行う。寮の共用施設、廊下等が煙たいなどの異常が確認された場合、火災防止の観点から教職員または複数名の寮生にて周辺の自室に対して異常の有無の確認を行う場合があるので、該当する自室の寮生は自室のドアをあけて確認に協力すること。

（10）防災

火災報知器、消火器及び消火栓の位置を日頃から確認しておき、万一の火災発生に際しては、初期消火にあたるとともに、教職員・警備員に連絡すること。なお、消火にあたっては、常に自身の安全を第一に考え、決して無理をしないこと。

避難は指示に従って迅速に行い、避難後は教職員・警備員の点呼を受けること。なお、避難経路は日頃から考えておくこと。（避難場所は南寮玄関前広場、西側の寮坂など）

（11）防犯

自分の持ち物には、必ず氏名を書いておくこと。盗難防止は、各自が自覚し、注意することが大切である。現金などの貴重品はできるだけ身につけておくこと。やむをえず自室に置く場合は、鍵のかかるところに保管すること。大金は手元に置か

ないこと。短時間でも自室を離れる時は施錠すること。

(12) 寮の電話番号

寮、宿直室等の電話番号(26ページ)を必ず各自の携帯電話等に登録すること。外で事件や事故に巻き込まれた時などに連絡する必要があるためである。

(13) 傷病

体調が優れない場合や怪我をした場合は、早めに申し出ること。朝、体調が優れなくて学校を遅刻・欠席するときは、寮事務室に連絡すること。授業時間中は寮に誰も居なくなり思わぬことが生じても対応できないため、連絡なく勝手に自室で休むことはできない。病院へ行く場合は十分注意し、歩行困難な場合はタクシーを自己負担で利用すること。当日の持ち合わせが無い場合、タクシーチケットを寮事務室または宿直室で受け取ることができる。最寄りの病院は26ページに記載している。特に夕方以降は診察してくれる病院等が少なくなるので注意すること。

急病人や事故が発生したときは、本人または近くの者がすぐに寮事務室か宿直室に連絡すること。

(14) 寮内の設備や備品についての注意

寮の設備や備品は個人の所有物ではない。次に使う人がいる事を考慮し、個人の判断で傷つけたりせずに、勝手に保管場所を移動せず、大事に扱うこと。何かを壊した、紛失した場合は速やかに事務室まで連絡すること。原状に回復する必要がある、修復等にかかった費用は請求することがある。

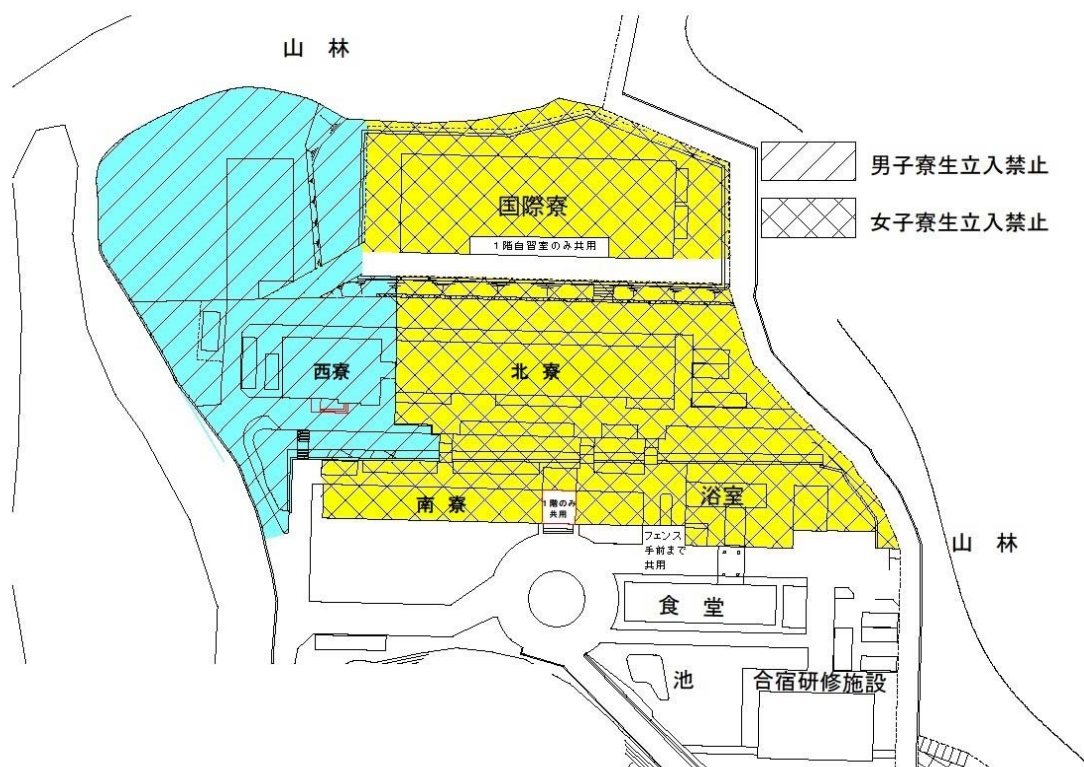
特に以下の点に注意すること。

- ①寮室の壁や天井に、釘やビスを使用しないこと。天井や壁は薄い石膏ボードなどでできているため、壁に穴が開くことがある。
- ②ステッカー、シール、ガムテープ、マスキングテープなどを貼らないこと。はがした時に壁紙や塗装がはがれる事がある。
- ③エアコンや電気の配線、カーテンレールに重い物を吊さないこと。(例：洗濯ひもを結んで洗濯物を干す)
- ④落書きしないこと。

新築である国際寮の共用部屋、自室は防音性・断熱性の高い高額な建築資材等が使用されているため、破損等発生した場合、高額な修理費が発生する可能性があるため、修理費を補償する損害賠償保険等の加入を推奨する。

(15) 生活区域（男子寮・女子寮）

寮生は、お互いに異性の生活区域（立入禁止区域）に立ち入ってはならない。許可を受けずに立ち入った場合は、立ち入った者も招き入れた者も、退寮処置を受けるので、絶対に立ち入らないこと。部外者の招き入れやフェンス乗り越えも同様に厳しく指導処置を行う。



(16) 寮生役員会

充実した共同生活を自律的に運営するために、寮長1名と副寮長3名、国際寮長1名を置き、点呼風紀委員長、厚生文化委員長及び安全衛生委員長並びに各副委員長及び委員による寮生役員会を設ける。

寮長は選挙、それ以外の役員は選挙又は互選で選出し、寮務主事が任命する。選挙は11月中旬に、前寮生役員を中心とした選挙管理委員会を設けて実施する。

(17) 進路変更等による年度内退寮

進路変更等で、各期の当初に履修登録した科目に出席していないなど、修学上の問題が認められる場合には、入寮待機者のために、年度内の早期退寮に協力してもらうことがある。

(18) 寮生役員会役員構成の詳細と役割

役 職 名	仕 事 内 容
寮 長	<ul style="list-style-type: none"> ・寮生ミーティング, 役員会 (毎月1回, 原則木曜日) ・室長連絡会の開催・進行 ・役員, 各担当の掌握と一般寮生に対する指導 ・ゴミ分別の監督 ・その他, 寮に関する問題への対処
副 寮 長 (南 寮 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・寮長の補佐 ・在寮表示の確認 ・南寮 (玄関, 補食談話室, 廊下等) の美化・風紀に関する監督 ・ゴミ分別の監督 ・宿日直教員との連絡・調整 ・その他, 南寮に関する問題への対処
副 寮 長 (北 寮 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・寮長の補佐 ・北寮 (玄関, 補食談話室, 学習室, 廊下等) の美化・風紀に関する監督 ・ゴミ分別の監督 ・自習時間の監督 ・その他, 北寮に関する問題への対処
副 寮 長 (西 寮 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・寮長の補佐 ・西寮を統括 ・西寮 (玄関, 補食談話室, 自習室, 洗面・洗濯室, 廊下等) の美化・風紀に関する監督 ・ゴミ分別の監督 ・自習時間の監督 ・宿日直教員との連絡・調整 ・その他, 西寮に関する問題への対処
副 寮 長 (国 際 寮 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・寮長の補佐 ・在寮表示の確認 ・国際寮 (玄関, Co-Study room, 廊下等) の美化・風紀に関する監督 ・各ユニット内の施設・機器使用・ゴミ分別の監督 ・宿日直教員との連絡・調整 ・短期派遣留学生との連絡・調整の補助 (国際交流室, 寮関係教職員共同) ・その他, 国際寮に関する問題への対処
ユニットリーダー (国際寮)	<ul style="list-style-type: none"> ・各ユニット内の施設・機器使用・ゴミ分別の監督 ・宿日直教員との連絡・調整 ・短期派遣留学生への説明・指導 ・その他, 国際寮に関する問題への対処
点呼風紀委員長	寮内の規律維持向上にあたる。
厚生文化委員長	寮生の親睦を促進し, 寮生活を豊かにする諸行事にあたる。
安全衛生委員長	寮生の保健衛生, 環境整備の向上促進, 災害の防止にあたる。
各副委員長 副リーダー	各委員長・リーダーを補佐し, 各委員長が不在の場合には, その任務を代行する。

役 職 名		仕 事 内 容	
点呼風紀委員長	副委員長	点呼担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 点呼（夜）の放送 朝の点呼の管理・監督 風呂掃除当番の確認 点呼担当の引き継ぎ 宿日直教員への協力 ゴミ分別の監督 ゴミ出しの指示 在寮表示の確認
		風紀担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 自転車・自動二輪車置き場の点検 諸規則の遵守指導 寮（玄関，補食談話室，廊下等）の風紀に関する監督
厚生文化委員長	副委員長	会計書記担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 寮における全ての金銭徴収業務等 議事録の作成 会議資料の作成等
		自学自習担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 学習会の立案，学習指導等
		娯楽担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 各種行事の立案及び運営
		給食担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 給食アンケート調査，給食懇談会 各行事の食事に関する部分の立案，運営
		パソコン担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 寮のWiFiなど情報関係設備の対応
		外国文化担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 寮長の補佐 留学生を統括（短期派遣留学生含む） 宿日直教員との連絡・調整 留学生交流行事のとりまとめ
安全衛生委員長	副委員長	防災防犯担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 避難マニュアルの作成 避難訓練の立案と実施，火災予防，点検等 防災・防犯対策
		美化担当委員	<ul style="list-style-type: none"> 掃除分担表，ゴミ当番表等の作成 寮の清掃，大掃除（毎月1回，原則木曜日）に関する監督 寮（玄関，補食談話室，廊下等）の美化に関する監督 ゴミ分別の監督 花壇の整備
室長・副室長 （輪番で点呼当番）		<ul style="list-style-type: none"> 清掃（風呂，割り当てられた区域，大掃除）の実施と確認 周知事項の伝達 1・2年生の生活指導・相談（自習時間，規則の周知遵守徹底等） <p>※点呼当番の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 点呼（朝，夜），浴室清掃 	
<p>※室長連絡会 寮生役員会の直後，決定事項を周知するために室長連絡会を開く。</p>			

(19) 規則違反時の指導

2ページの寮生心得, 3ページの順守事項をはじめとする寮生活のしおりに記載された規則に違反した場合や社会通念上良くないとされる行為を行った場合は下記のような指導処置を行う。指導処置はその程度に応じて軽微なものは注意, 重大な違反や, 違反行為を繰り返す, 指導に応じない場合については停寮や退寮となることもある。

例えば, 異性を寮内に招き入れた場合は, 理由によらず退寮となる。また, 禁止されている物品の持ち込みは指導処置の対象であるから十分に注意すること。

なお指導処置は行為の内容, 過去の処置, 指導履歴, その他配慮すべき事由などを総合的に判断した上で決定する。主な違反行為の処置の基準は下記のとおりである。

	違反行為	処置の区分				
		注意	主事注意	停寮	退寮 勧告	退寮
違法行為・学則違反	窃盗(寮外も含む)		○	○	○	○
	寮内での暴力行為		○	○	○	○
	寮内でのいじめ行為		○	○	○	○
	喫煙・飲酒(20歳未満)			○	○	○
	器物破損(正常使用でない場合の備品の故障を含む。)	○	○	○	○	○
	その他違法行為・学則違反	○	○	○	○	○
寮規則違反	異性連れ込み					○
	部外者連れ込み		○	○	○	○
	点呼時不在	○	○	○	○	○
	喫煙・飲酒(20歳以上)		○	○	○	○
	持ち込み禁止物品 (許可制無届け物品) 自転車・バイクなど	○	○	○	○	○
	持ち込み禁止物品 四輪・酒・煙草など (禁止となっているもの)		○	○	○	○
	寮生活のしおり内の寮生心得、順守事項の規則違反等	○	○	○	○	○

(注意)

- 複数の違反行為にまたがる複合的な違反の場合, 寮務小委員会で検討する。
- 停寮の日数については, 寮務小委員会にて審議する。
- 停寮処置については, 自宅の所在地等の事情は酌量しない。
- 段階的な処置内容については, 入寮時からの累積違反回数で決定する。
- 重大ないじめ行為などは, 学内のいじめ対策委員会の判断認定をもとに, 寮務小委員会で処置案をまとめ寮務委員会にて審議する。
- 判断が明確でないものについては, 寮務小委員会で処置案をまとめ寮務委員会にて審議する。

○注意

副主事，主事補，学級担任と場合によっては保護者等も同席のもと注意を実施する。

○主事注意

主事，副主事，主事補，学級担任と場合によっては保護者等も同席のもと注意を実施する。

○停寮

一定期間学生寮に立ち入ることを禁止する。指導期間中は自宅などから通学しなければならない。期間は3日からその程度によっては期限を定めない場合（無期停寮）もある。無期停寮は現時点においては学生寮で生活することが困難であるが，その後の状況により復寮できる余地があると考えられる場合に適用する。主事，副主事，主事補，学級担任及び保護者等同席のもと言い渡しを行う。

○退寮

学生寮で生活することが困難だと判断した場合の指導である。原則として，一度退寮指導を受けた者の再入寮は認めない。主事，副主事，主事補，学級担任及び保護者等同席のもと言い渡しを行う。

また，自主的に退寮した場合も，原則として再入寮は認めない。

5 高松キャンパス

(1) 大掃除の実施

- ①毎月1回大掃除をする。(原則として、第1木曜日の22:00~22:30)
 ②共用室の清掃時間は、下記のとおり定める。また、当番は別に定める。

補食談話室	毎週火曜の点呼後22:00から行う。
1F ロビー 学習室 洗面・洗濯室	大掃除のときに清掃する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1階ロビーは掃除機をかけ、蛍光灯が切れている時は交換する。 ・学習室は掃除機をかけ、机の上を拭き、ゴミを捨てる。 ・洗面・洗濯室は放置衣類を回収し、ゴミを捨てる。 ・ハンドソープを補充する。
風呂場	<ul style="list-style-type: none"> ・男子寮については点呼後、西寮については22:00から毎日行う。 ・その週の点呼当番の属する室員を当番とし、当番は1週間(木曜日から翌週水曜日)続けて行う。 ・特に毎週月・木曜日には浴槽の湯を抜き、浴槽内も清掃する。その他、脱衣所の放置衣類を回収し、ゴミ箱のゴミを捨てる。脱衣所の床を掃く等。
廊下	自室前を各自の責任において常にきれいにしておくこと。

- ③大掃除の時に、共用室、廊下、階段の照明が切れている所は取り替える。
 ④寮建物の周辺についても、安全衛生委員長の指導により随時実施する。
 ⑤ゴミの収集、分別、ゴミ出しを安全衛生委員長の指示により行う。

(2) 日常清掃とゴミの分別

- ①寮内は常に清潔に保ち、補食談話室等共同で使用する部屋は、汚さないように注意し、ゴミの後始末を必ず行うこと。日持ちしない果物などはカビ等が発生する原因になるので、保管には注意すること。
 ②掃除当番は、補食談話室、洗面・洗濯室、学習室、風呂場、その他共用場所の清掃を行うこと。
 ③ゴミは各自の責任で分別してゴミ袋に入れるかヒモでしばって、寮東門のゴミ物置へ持って行くこと。
 ④もえるゴミは袋からゴミが出ないようにし、牛乳等の液体は別に捨てること。
 ⑤缶、ビン、ペットボトルは、中の液体を別に捨てること。
 ⑥段ボールは折りたたんで奥から重ねて入れること。ビニール類は取り除くこと。
 ⑦「破碎ゴミ・有害ゴミ・汚れのひどいプラスチック及び発泡スチロール」は、各

自の責任でゴミ袋に入れて、寮東門ゴミ置き場へ持って行くこと。

⑧電池は事務室前の回収箱に捨てること。

⑨粗大ゴミや電気製品は、必ず家へ持ち帰り、寮内に放置しないこと。

⑩蛍光灯は箱や筒に入れ、南寮 1 階西の蛍光灯置き場に持って行くこと。（西寮は玄関）

⑪ゴミを捨てる際には自身および他人の個人情報等が含まれていないか確認し（例：送付荷物に記載された住所や電話番号など）、剥がすなど対応をした上で捨てること。

⑫下記のゴミについては、ゴミ当番が寮東門ゴミ置き場の整理をすること。

寮生の回収日	ゴミの種類	主な品物	ゴミ収集日(業者)
毎週 水	もえるゴミ※	紙くず 割り箸 生ゴミ 汚れている布類など	毎週 月・木
毎週 月	不燃ゴミ	缶 ビン ペットボトル 発砲スチロール	毎週 火
各自で置き場に 持っていく	破砕ゴミ※	姿見 壊れた傘 蛍光灯 乾電池 ガラスなど	/
各自で置き場に 持っていく	ダンボール 新聞・雑誌	ダンボール 新聞・雑誌（ヒモでしばる） 汚れていない布類	毎週 月

※分別で迷った際は掲示のごみの分別表を参照すること。

（3）郵便物・荷物受け取り等

寮事務室前カウンターに郵便物を置いてあるので、1日に1度確認すること。書留郵便・荷物等は寮事務室又は宿日直室で受け取り、受取簿にサインをすること。冷蔵品・冷凍品・生もの（常温保存できないもの）は、寮で受け取りができないので送らないこと。代金引換・着払いの荷物がある場合は、各自の責任で対応すること。

（4）自転車と自動二輪車の使用（どちらか1台のみ持込可）

○自転車の使用

新規に自転車を持ち込む場合や自転車を変更した場合は、寮事務室に届け出を行

うこと。自転車置き場は学年毎に分かれて決められているので、所定の場所に置くこと。寮事務室から渡されたステッカーを自転車の所定の位置に見えるように貼ること。部屋に自転車を持ち込む場合、届け出は不要であるが、廊下に自転車を置かないこと。その際、寮内では自転車を抱えて運ぶこと（廊下を汚さない）。

○自動二輪車の使用

2年生の後期以降、自動二輪車（125cc以下、法律で定める自動車損害補償責任保険のほかに、任意保険（対人・対物賠償無制限）に加入のこと）の持ち込みを許可しているが、2、3年生においては、補講期間中に学校で実施する二輪車安全運転講習会に参加し、（4年生以上も講習会を受講していることが望ましい）持ち込んだ自動二輪車は寮務担当教員の点検を受けることが条件である。

<使用許可について>

- ①新規持込の場合、持ち込み申請は年2回のみである。4月に持ち込みたい場合は2月末、10月に持ち込みたい場合は7月末までに寮事務室まで申し出ること。すでに許可を受けている者で、買い換え等により変更した場合は、随時申請書を受け付ける。なお、保管場所のスペースの関係で許可されない場合もある。
- ②「自転車・自動二輪車使用許可願」を、添付書類（免許証の写し、任意保険の写し）と併せて寮務担当教員のチェックを受け、自動二輪車の確認を受けること。確認終了時に寮事務室でステッカーをもらい、見える位置に貼ること。
- ③寮内への持ち込みは、自転車又は自動二輪車のいずれか1台とする。
- ④運転免許の取得は学校の規則に従うこと。特殊形式の自動二輪車及びマフラーなど改造したものは認めない。
- ⑤交通ルールをよく守り、必ずヘルメットを着用すること。ジェット型・フルフェイス型の安全性の高いヘルメットを着用し、あごひもを締めること。

○自転車・自動二輪車の使用に当たっての注意

- ①許可された自転車・自動二輪車には、毎年ステッカーを渡すので、よく見える所に貼り、決められた場所に置くこと。点検時ステッカーを確認できない場合、チェーンにより固定することがある。
- ②校舎地区への乗り入れ、東門など学校付近、野球場入口付近への放置は指導の対象となるので注意すること。
- ③自動二輪車・自転車の貸し借りは厳禁である。
- ④事故発生ときは、加害者、被害者のいずれの場合にかかわらず、事故処理、賠償等については、本人及び保護者等（留学生の場合は留学生本人）が一切の責任を負うものとする。
- ⑤交通違反、交通事故を起こした場合は、速やかに報告すること。
- ⑥自転車においても任意保険に必ず加入し、ヘルメットを着用すること。

○自動二輪車・自動車の持ち込み等の禁止

125ccを超える自動二輪車，自動車の寮内（寮周辺，学校内，学校周辺を含む。）への持ち込み，乗り入れ，駐停車を禁止する。学生は，開寮や閉寮時であっても，寮に自動車を乗り入れてはならない。やむを得ず自動車を寮内に乗り入れる等の場合は，事前に寮事務室に申し出て寮務主事の許可を得ること。

○閉寮期間中の通学について

閉寮期間中に，卒業研究や部活動等のために自宅から通学する場合は，臨時に自転車，自動二輪車での通学を認める場合がある。詳しくは，学務課学生支援係に問い合わせること。ただし，通学許可の基準（学生便覧参照）は原則として通学生と同じとする。

(5) 帰省に際しての注意

①外泊届・食事について

開寮時の帰寮に関する外泊届、及び食事に関する欠食届等については、各自でシステムに入力すること。

②帰省するまでに

夏期休業期間と学年末休業期間は各自の荷物（冷蔵庫含む）を持ち帰り、寮室を空にする必要があるため、あらかじめ準備しておくこと。また、荷物は持ち帰ることができる分だけしか持ち込まないこと

- ・早めに室内の大掃除をし、ゴミは分別して、決められた場所に持って行き、丁寧に整頓して捨てること

ゴミ捨て場があらわれている場合は無理に捨てないこと

- ・段ボール等に送付先の個人情報を貼ったまま捨てないこと
- ・洗濯室・風呂脱衣室の洗濯物は、持ち帰ること
- ・補食談話室の冷蔵庫の中身は空にして掃除をすること（西寮のみ）

③帰省するとき

- ・天井灯を消すこと
- ・寮室のブレーカーを落とすこと
- ・部屋の窓の鍵・入口の鍵をかけること
- ・果物などの傷みやすい食品は持ち帰ること
- ・部屋の鍵・「チェックリスト」を寮事務室に提出すること

閉寮後、事故防止のため、チェックリストの内容に基づき、寮関係教職員が全寮室に入り確認を実施する

④閉寮期間中の入室は認めない。

⑤長期休業中の事故について

交通事故等に遭わないように注意し、もし事故があった場合は直ちに学校に連絡すること。

香川高等専門学校 高松キャンパス

学生寮事務室・宿日直室	TEL 087-869-3835
学生寮宿日直用携帯	TEL
校舎警備員室（閉寮中時間外）	TEL

⑥開寮日は必ず指定された時間内に、寮事務室において鍵を引き取ること。

⑦4月と9月は開寮時に新しい部屋へ入ることになる。部屋割は寮生間で調整したのち、寮務関連教員が最終承認する。希望する部屋にならない場合もある。部屋替えの際、ベッド、ロッカー、机、椅子等部屋に備え付けの備品の移動は厳禁である。

(6) 諸手続一覧

☆願い出をして交付を受けるもの

種 類	時 期	備 考
在寮証明書	必要時	

☆届け出をするもの

種 類	時 期	備 考
緊急連絡先	入寮時	変更の場合も
被害届	その都度	

☆願い出・届け出をして許可を受けるもの

種 類	時 期	備 考
入寮願	その都度	第1号様式
入寮誓約書	その都度	第2号様式
継続在寮願	1月中旬	第3号様式
退寮願	退寮時（1週間前）	第4号様式
休寮願	その都度	第5号様式
復寮願	その都度	第6号様式
特別外泊・欠食願	1週間前	例外として許可された場合は3日前
早朝外出届（個人・団体用）	その都度	前日の16時までに
自転車・自動二輪車使用許可願	その都度	自動二輪車の新規申請は2月末と7月末に限る
休業期間の特別在寮願	7月	閉寮期間中
入室者名簿	その都度	
寄宿料免除申請書	その都度	
集会・行事許可願	1週間前	
印刷物配布・販売許可願 掲示許可願 施設及び設備使用許可願	その都度	

(7) 災害時の対応について（高松キャンパス清雲寮）

※ 寮生個人の持ち物（冷蔵庫等）は、防振シート等、転倒防止の予防措置を推奨する。

(1) 高松地域（除く直島町）に、気象庁の「大雨警報・暴風警報・洪水警報」が発令された時

● 午前6時に休校が決定した場合

高松地域の警報が解除されるまで寮内待機とし、外出を控える。

● 午前9時までに警報が解除された場合

当日5限目以降の授業が実施される。

● 登校後に休校となった場合、速やかに帰寮する

高松地域の警報が解除されるまで外出禁止とし、点呼による全員の所在確認を行う。

点呼は朝の点呼担当者及び室長が行う。

(2) 学校周辺地域に、高松市から「警報レベル3（高齢者等避難）」が発令された時

● 寮生は寮内で待機し、帰宅指示に備える。

帰宅指示の基準

- ・ 気象情報等から、今後危険度が高まり、帰宅が困難になると予想される時
- ・ 停電、断水又は建物の損壊等により、寮での生活が困難になる恐れがある時

● 帰宅指示より先に保護者等の迎えがあった場合、寮関係教職員、警備員に連絡してから帰宅する。

● 帰宅指示が出た場合、寮生は保護者等に連絡し、保護者等の迎え、もしくは保護者等の承諾を得て帰宅する。

● 帰宅に際し、居室を施錠し、必ず寮関係教職員、警備員に連絡する

(3) 高松市から、土砂災害等の理由による「警報レベル4（避難指示）」が高松市勅使町付近に発令された時

● 寮生は校舎地区に避難する。

● 夜間に発令があった場合、指示に従い、日中に校舎地区に避難する。

● 室長（室長不在の場合は、適宜各ブロック代表者）が点呼をとり、けが人や不在者を確認し、当直者に朝の点呼担当者及び室長が報告する。

(4) 地震が発生した時

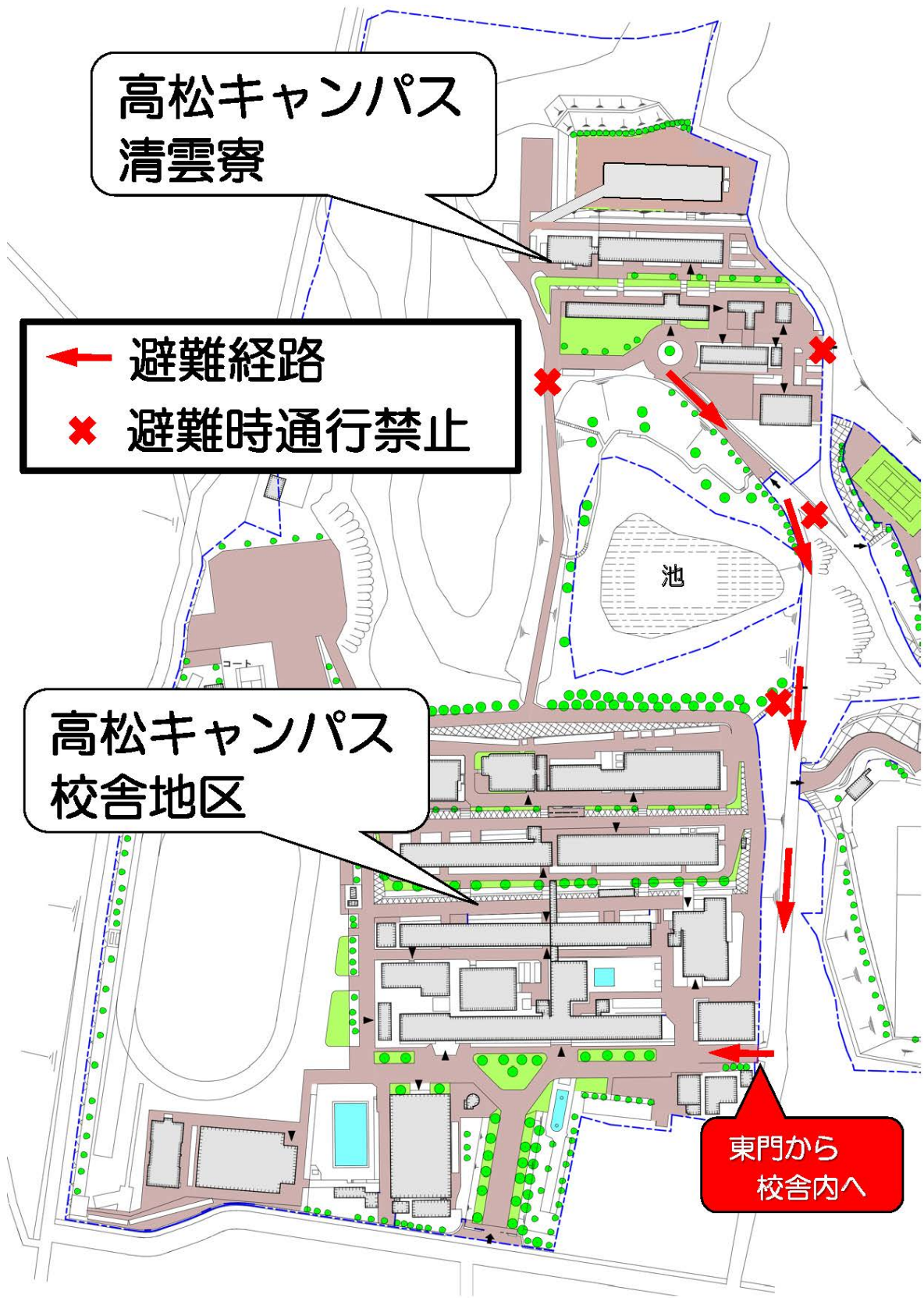
● 机の下に入るなど、身の安全を確保する。

● 可能であれば、居室の廊下側ドアを開け脱出路を確保する。

● 長い揺れ(90秒程度を目安)の場合は揺れが収まった後、南寮前広場へ避難する。

● 避難時に居室のブレーカーを切る。

● 室長（室長不在の場合は、適宜各ブロック代表者）が点呼をとり、けが人や不在者を確認し、当直者に朝の点呼担当者及び室長が報告する。



高松キャンパス
清雲寮

← 避難経路
× 避難時通行禁止

高松キャンパス
校舎地区

東門から
校舎内へ